

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「継続的に企業価値を高めていく仕組み・仕掛け」と認識しております。継続的とは、短期的な経済的利益の追求にとどまらず、中・長期的に企業価値を高めることであり、単なる株価対策ではなく、従業員の勤労意欲と能力を引き上げ、顧客・取引先・産業界・社会に対し、明確な付加価値を提供することが企業としての基礎であり、結果として株主にとっての資産価値の形成・向上につながると考えております。なお、「当社のコーポレート・ガバナンスの取組みの方針」については、当社HP (<http://www.kuroda-electric.co.jp/>) に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、以下の原則について現在、今後の強化と実施のための検討を進めております。

【補充原則4-2-1】(経営陣報酬制度)

現在の当社の執行役の報酬は、固定報酬と業績に連動した年次賞与とで構成していますが、中長期的業績との連動を志向する報酬制度の一環として、自社株報酬制度の導入について検討しています。

報酬等の決定にあたっての透明性を高めるため、社内規程(報酬委員会規程)により、報酬委員会委員長は、社外取締役の中から取締役会が選任することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、取引先との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、他の上場企業株式を保有することがあります。当該保有とその継続に関する方針は、当社の経営戦略の変化等に基づき定期的に見直すこととしております。今後当社は取締役会において毎年1回その方針について議論し、それぞれの保有株式が、そのリスクやリターン等の経済合理性の観点から当社の長期的な株主価値の創造に資することがないと考えられる場合には、保有解消を検討します。

保有株式の議決権行使にあたっては、適切なコーポレート・ガバナンスの整備や保有先及び当社にとって中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうかを総合的に判断したうえで行使いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社では、取締役または執行役が当社と取引を行う場合、または当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会において十分に審議を行い、決議いたします。また取引実施後にはその内容を取締役会に報告することとします。

【原則3-1】(情報開示の充実)

会社の財務状態・経営成績の表明である財務情報や、経営戦略、事業動向を把握するに資する非財務情報の取扱いに関しては、株主にとっての有用性を認識するとともに、法令のほか、証券取引所規則に即し、適時・適正に開示することとします。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画は、当社HPに掲載して公開しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針についても、当社HPに掲載して公開しています。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬は、定められた基本方針に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会において決定しています。

(4) 取締役及び執行役の選任にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名委員会において、その職責を担うにふさわしい人格、知識、経験、経歴等を備えているかを検討・審議の上総合的判断により候補者を決定しています。

(5) 取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しています。

【原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲)

当社は、経営の監督と業務執行を分離し、経営の透明性を向上するため、指名委員会等設置会社制度を採用しています。

取締役会は取締役会規程に基づく決議事項の審議を通じて経営の監督機能に専念しており、業務執行については執行役に大幅に委任しています。

執行役会及び執行役に委任する範囲について取締役会決議により定め、その役割を社内規程により、明確に定めています。

代表執行役を含む執行役に対しては、取締役会決議に基づく執行役会規程、職務権限規程のほか、職位・業務内容に応じた決裁権限を定めた職務権限基準を制定することにより、各々の権限と責任範囲を明らかにしています。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上に寄与する役割・責務を果たし得る資質を備えた社外取締役を2名以上選任します。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

社外取締役の選任にあたっては、関係法令等に定める要件に加え、一般株主との利益相反のおそれがない独立的な立場から経営の監督機能を果たせるかどうかを独立性の判断基準とし、「当社のコーポレート・ガバナンスの取組みについての方針」別添の「取締役会の構成・社外役員選任のための方針と基準」にその具体的な基準を定めています。また、独立性に加え、幅広い知識と高度な専門性、十分な経験を有していること、当

社の事業、経営理念及び企業活動を十分に理解していること等の資質を総合的に判断し、指名委員会において候補者に指名しています。なお、当社の社外役員の選任基準についての方針と基準は、資質につきましても「当社のコーポレート・ガバナンスの取組みの方針」別添資料1に記載しています。

【原則4-11-1】(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模)

当社は、経営監督機能を強化するため、知識・経験の異なるバックグラウンドを有する取締役を選任し、当社の取締役会が効率的に機能するよう、また実質的な議論及び適切な審議が可能となるよう、11名以内としています。取締役候補の選任にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、適正性を判断し、決議しています。

【原則4-11-2】(他の上場会社の役員の兼任)

取締役・執行役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数(社数)は、合理的な範囲にとどめられるべきであり、当社は、その兼務状況を開示しています。当社取締役は毎年全員が改選の対象となりますので、兼任状況が要因で、十分な準備のうえで取締役会開催回数の8割以上に出席できず、重要な議論に十分に参画することができない場合には、兼任数が合理的な範囲ではないものと考え、再選候補とすべきかどうか指名委員会が審議します。

【原則4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社は、この度第三者機関を通じて、全取締役に対する「取締役会の実効性アンケート」を実施し、その結果に基づいて全取締役で議論を行うという手法により取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。その結果ならびに今後の課題及び対応の概要について以下のとおり開示いたします。

(取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要)

取締役会の実効性を確保するための前提としては、当社の中長期持続的な企業価値向上のための議論が全取締役の積極的な参画のもとに適切かつ活発になされていたか、社外取締役が独立した客観的な立場から活発に意見や質問を提示して経営執行に関する監督機能を高めていたか、指名委員会等設置会社として、指名・報酬・監査の各委員会が有効に機能していたか、を主眼として分析・評価を実施いたしました。その結果、半数が独立社外取締役で構成されている当社取締役会では、全取締役が全ての取締役会に出席し、その審議において独立社外取締役から活発に意見が提示されており、中長期持続的な企業価値向上のための監督機能が果たされていることで実効性が確保されていることを確認しました。一方、一連の議論を通じて以下の課題が抽出されましたので、その対応に以下のように着手しました。

(課題および対応)

- (1) 経営戦略、事業戦略に関する議論の一層の活性化を図るための事前の情報提供の充実・強化、ならびに議論時間のさらなる拡充
(対応) 十分な議論の時間とそのための準備時間を確保するため、6か月毎に行われる「役員ミーティング」に取締役も全員参加し、執行役(本部長)の事業戦略・実行内容の把握を強化します。
- (2) 独立社外取締役による経営陣の評価や報酬の決定への関与の強化とその体制構築
(対応) 指名・報酬・監査の各委員会の委員長を本年6月に開催する定時株主総会以降、独立社外取締役から選任することといたしました。
- (3) 取締役としての役割と責務を果たす上で必要な知識を継続的に更新取得するための施策の検討
(対応) トレーニング機会の充実を図るため、役員個人の社外研修参加とは別に、社外から講師を招き、役員だけの集合研修を行います。
- (4) コンプライアンスと適法性監査機能の強化(平成27年8月21日開催の臨時株主総会に関連し、従業員名義での声明文が一部の執行役の独断により不適切に公表された事態に関する再発防止策の一環でもあります。)
(対応) 監査委員会による経営陣へのコンプライアンス意識のヒアリング調査の実施、社外取締役直通の新たな通報制度及び情報開示体制の構築を含め、属人的・組織的な問題の改善を図っています。(別途、再発防止策(平成27年12月18日及び平成28年2月10日開示)策定済みです。)

【原則4-14-2】(取締役・執行役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役・執行役がその役割と責任を果たすために必要な知識を習得するため、随時機会を設定するとともに、社外の研修に参加することとしています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話とその方針)

当社は、経営幹部及び取締役を含め、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話に努めており、そのなかで会社の経営方針を株主に分かりやすく説明するなど、株主の理解を深めるよう努めています。当社は、代表執行役社長、経理担当役員、経営企画・IR担当等が積極的に対話に取組み、経営戦略・事業戦略・資本政策・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開します。このようなIR活動は、国内外の主に機関投資家に対して行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村 絢(常任代理人 三田証券株式会社)	3,722,300	9.43
中島 章智	3,562,400	9.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,521,500	8.92
株式会社レノ	3,484,900	8.83
株式会社オフィスサポート	3,213,300	8.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	910,436	2.30

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	908,300	2.30
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	670,300	1.69
シチズン時計株式会社	600,000	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	487,600	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
常山 邦雄	公認会計士											
岡田 重俊	他の会社の出身者											
山下 淳	弁護士											
篠 秀一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
常山 邦雄	○	○	○	○	——	公認会計士・税理士として、企業会計に関する造詣が深く、また、投資法人の監督役員としての経験など、幅広い知識と経験を持ち、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員として、同取引所に届け出ております。

岡田 重俊	○	○	○	○	——	企業人としての豊富な実務経験と幅広い知識をもとに、当社における業務執行の監督者として、独立的な立場から経営の監督に参画していただけるものと判断したものであります。また、同氏は東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員として、同取引所に届け出ております。
山下 淳	○	○	○	○	——	弁護士として企業法務分野に造詣が深く、幅広い知識と経験を持ち、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断したものであります。また、同氏は東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員として、同取引所に届け出ております。
篠 秀一			○	○	——	企業における豊富な経営、監査監督及び実務に関する幅広い知見と経験を有することから、経営の透明性の確保、当社に求められるコーポレート・ガバナンスのさらなる向上など、事業分野及びコーポレートファイナンス全般にわたる適正な管理に向け、客観的かつ専門的な視点から貢献いただけるものと判断したものであります。また、同氏は東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員として、同取引所に届け出ております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	1	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	9名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
金子 孝	あり	あり	○	×	なし
細川 浩一	あり	あり	×	○	なし
村上 正三	なし	なし	×	×	なし
中江 良範	なし	なし	×	×	なし
森 安伸	なし	なし	×	×	なし
山本 恵生	なし	なし	×	×	なし
中山 浩三	なし	なし	×	×	なし
春日 哲也	なし	なし	×	×	なし
松田 昌三	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の選任・解任・人事異動、賃金等の決定・改定については、監査委員会の同意を得るものとします。

監査委員及び監査委員会は、会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携を保ち、相互の認識の共有が監査委員会の実効性向上に有益であることから、会計監査人及び内部監査部門から定期的な状況報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

具体的には、会計監査人と期首にあたって監査計画説明会、期中及び期末に監査結果について監査報告会を開催するほか、第1四半期、第2四半期及び第3四半期についてはレビュー結果を受け、金融商品取引法に基づく監査については監査結果報告を受けております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

執行役の賞与について、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の開示状況については、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
執行役報酬の開示状況については、全執行役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会により株主から選任される取締役は、経営の監視・監督にあたるとともに、株主の代理人という一面を持つことから、毎期の業績に左右される業績連動型とせず、固定額報酬による年俸制としております。

取締役のうち、社内出身者は、経営監督者として客観的な立場を持つとともに、経年的に社業に携わってきた実務経験を基礎とした経営上のアドバイスにあたるという観点から報酬額を設定しております。

なお、社内出身取締役、社外取締役のいずれも、利益配分という考え方に基づく賞与の支給は行なっていません。

執行役は、取締役会により選任され、業務執行に関わる権限の移譲を受けた職位であり、会社業績の維持・向上を本来の業務とすることから、役位別の固定額報酬部分と業績に連動させた賞与相当部分との合計額を報酬額として設定しております。業績に関する判断要素としては、連結売上高達成率、営業利益達成率のほか、在庫縮減に向けた取組み、コンプライアンス達成状況といった項目を指標とした評価制度に基づき、報酬額を設定しております。各委員の受けるべき報酬は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議に基づくものであります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役補佐セクション：法務部門

取締役会の招集・議案・資料は秘書室から事前に連絡及び配付されます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に関しては、取締役会にて選任された執行役及び代表執行役、また同職等により構成される執行役会の分掌範囲としており、その職務執行の在り方及び基本方針については、取締役会において執行役会規程を制定し、運用しております。

業務執行の監査・監督に関しては、社外取締役4名に社内出身取締役1名が加わる監査委員会においてこれにあたっております。

また、取締役候補者の指名に関しては、社外取締役3名に社内出身取締役1名が加わる指名委員会においてこれにあたっており、報酬決定に関しては、社外取締役3名に社内出身取締役1名が加わる報酬委員会においてこれにあたっております。

指名委員会等設置会社であることから、法律上の要件とされるのみならず、経営全般に関する監視・監督機能を担う取締役会に「株主の代理人」ともいべき社外取締役が参画し、会社の事業上の影響力の及ばない、中立的な立場から経営の監視・監督にあたることは、コーポレート・ガバナンス機能の重要な要素のひとつである、透明性の向上という実効をもたらすものであると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営監督機能の強化、透明性の向上、業務執行の機動性向上の実現のため、指名委員会等設置会社形態を採用しております。

これにより、業務執行担当役員である執行役を設置することが可能となり、経営判断の迅速性、業務執行の機動性向上を達成できるほか、取締役候補者の指名、役員報酬の決定及び経営の監視・監督機能という重要な機能を社外取締役が過半数となる3つの委員会に委ねることにより、経営の透明性を図るものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の便宜性を図り、法定期限より1週間早い株主総会の3週間前発送を行っております。 また、外国人株主の皆様は英文による招集通知(狭義部分及び参考書類)を同封しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人のサイトに議決権行使ホームページを設け、株主総会前日の午後5時30分まで行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知の作成を行っており、当社ホームページ等に掲載しております。
その他	招集通知について、発送とあわせて当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回実施、説明者：代表執行役社長、経理部門担当執行役、IR担当者	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回実施、説明者：代表執行役社長、IR担当者	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kuroda-electric.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR担当者2名を設置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス行動規範において、ステークホルダーを重要な利害関係者と位置付け、共通の利益を図るべき者として規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業の森」活動をはじめとし、環境ISO14001を取得するなどの活動を実施しております。また、2012年よりCSRレポートを発行しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の重要な要素の一つであるコンプライアンスについて、その体制の基礎として、取締役・執行役・使用人に対し、法令・定款及び社内規程の遵守を求める5分野・30か条にわたる「コンプライアンス行動規範」を制定しており、これに基づき取締役・執行役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するために体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力」は、その規模・活動状況にかかわらず、健全な社会の成長・発展を阻害するものにほかならず、いかなる事情があっても、企業としての事業活動を含む全ての局面において、その介入・介入を排除しなければならない、と考えております。

具体的な行動としては、

- 1) 当社及び当社のグループ会社は「反社会的勢力」及びこれらを構成する者とは、会社(組織)としても、役職員(個人)としても、接触・交流することはいたしません。
- 2) 当社及び当社のグループ会社は、すべての取引活動に「反社会的勢力」及びこれらを構成する者を介在させず、取引先各社に対しても同様の取組みを求めます。
- 3) 当社及び当社のグループ会社は「反社会的勢力」及びこれらを構成する者から、何らかの要求・要請があった場合、担当者あるいは役職員個人として対応せず、組織として毅然たる態度をもって事態に対処します。

その他

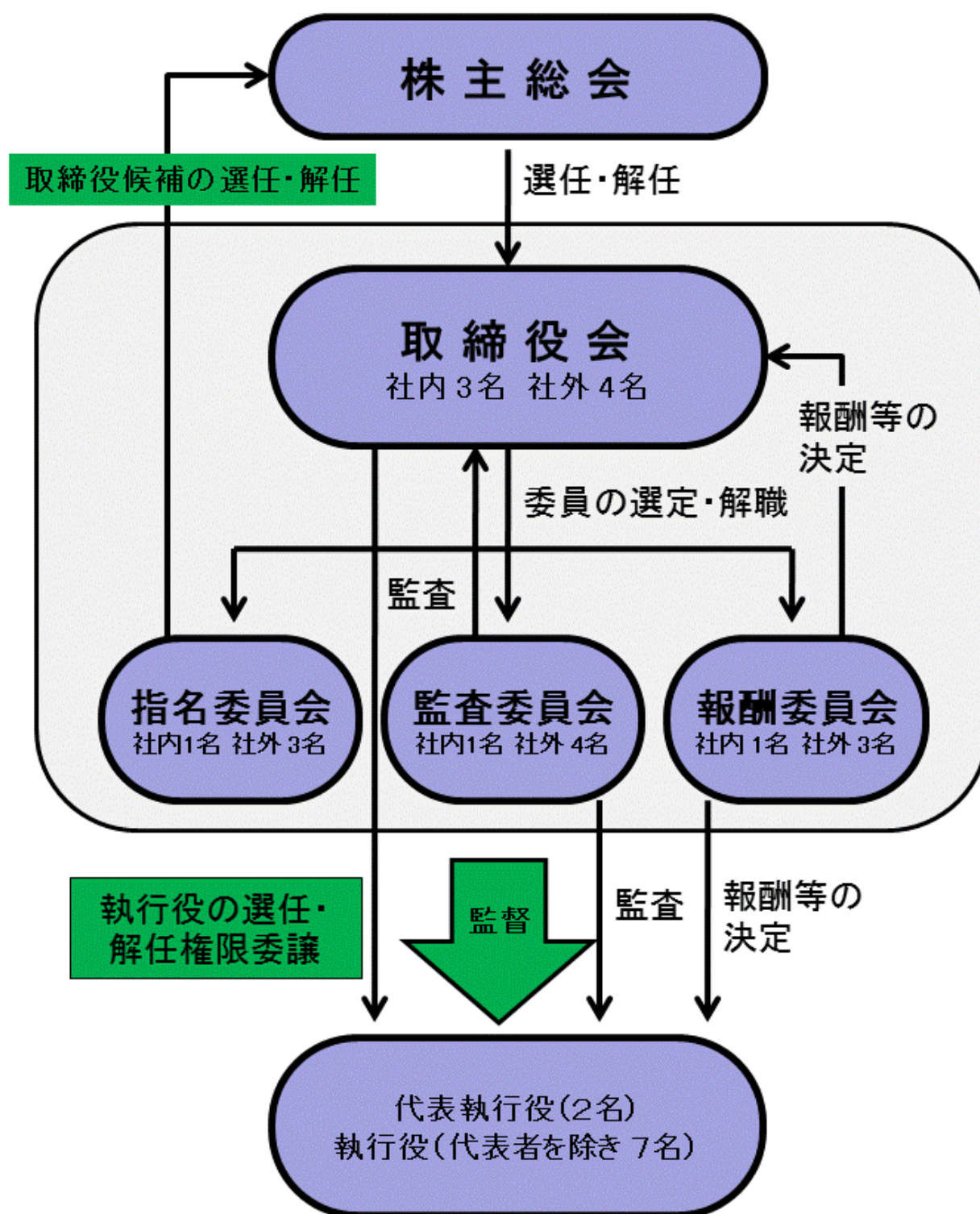
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料・模式図 】



【 開示体制・模式図 】

